

令和6年度答申第20号
令和6年7月12日

諮問番号 令和6年度諮問第19号（令和6年6月20日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、軍人であった兄のA（以下「兄A」という。）は未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号。以下「未帰還者特措法」という。）に基づく戦時死亡宣告を受けたから戦死したとみなすのが相当であるとして、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、兄Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、兄Aの死亡は公務上の負傷又は疾病によるものとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 未帰還者特措法関係

ア 未帰還者特措法2条1項は、未帰還者留守家族等援護法（昭和28年

法律第161号) 2条1項に規定する未帰還者(以下「未帰還者」という。)に係る民法(明治29年法律第89号) 30条の失踪の宣告の請求は、厚生労働大臣も行うことができると規定し、未帰還者特措法2条3項は、同条1項の規定による厚生労働大臣の請求に基づく民法30条の失踪の宣告を「戦時死亡宣告」というと規定している。

そして、未帰還者留守家族等援護法2条1項は、未帰還者とは次の各号に掲げる者をいうと規定し、同項1号には「もとの陸海軍に属していた者(もとの陸海軍から俸給、給料又はこれに相当する給与を受けていなかった者を除く。)であつて、まだ復員していないもの(以下「未復員者」という。)」が、同項2号には「未復員者以外の者であつて、昭和20年8月9日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの(自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和20年9月2日以後において、自己の意思により本邦に在った者を除く。)」が掲げられている。

また、民法30条1項は、不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができると規定し、同条2項は、戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後1年間明らかでないときも、前項と同じとすると規定している。

なお、民法31条は、前条1項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条2項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなすと規定している。

イ 未帰還者特措法13条1項は、未帰還者であつて戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)

2条1項に規定する軍人軍属が戦時死亡宣告を受けたときは、遺族援護法の適用については、その者は、「在職期間内(弔慰金については、昭和12年7月7日以後における在職期間内)における公務上の負傷又は疾病」(以下「在職期間内の公務上の傷病」という。)により昭和27年3月31日に死亡したものとみなす(ただし、在職期間内の公務上の傷病により死亡したものとみなすことが相当でないと認められる場合は、この限りでない。)と規定している。

ウ 未帰還者特措法 14 条は、この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる」と規定している。

これを受けて、未帰還者に関する特別措置法施行令（昭和 34 年政令第 51 号）1 条の 2 は、未帰還者特措法 2 条 1 項に定める厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、本籍地が本邦にある未帰還者に係る戦時死亡宣告の請求を行う権限に属する事務は、当該本籍地の都道府県知事が行うこととすると規定している。

(2) 特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法 3 条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法 2 条 1 項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和 2 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）までに遺族援護法による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者という」と規定している。

ウ 特別弔慰金支給法 2 条 3 項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の同項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条 1 項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

エ 特別弔慰金支給法 2 条の 2 第 1 項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他前条 3 項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子がなかったときは、当該死亡した者の死亡した当時における父母、孫若しくは祖父母又は兄弟姉妹で、当該死亡した者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたもののうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。

オ 特別弔慰金支給法 2 条の 2 第 2 項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の前条 3 項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、基準日に当該死亡した者の子がなかった場合であって、基準日において上記エにより戦没者等の遺族とみなされる者がなかったときは、当該死亡した者の死亡の当時における父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうち、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順序によ

る先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。

(3) 遺族援護法関係

ア 遺族援護法 34 条 1 項は、昭和 12 年 7 月 7 日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和 16 年 12 月 8 日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。

イ 遺族援護法 34 条 2 項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

(ア) 昭和 12 年 7 月 7 日以後における事変に関する勤務又は戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病

(イ) 昭和 20 年 9 月 2 日以後引き続き勤務していた間又は引き続き海外にあって復員するまでの間における負傷又は疾病で厚生労働大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

ウ 遺族援護法 35 条 1 項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）にすると規定している。

(4) 遺族援護法改正法附則関係

遺族援護法は、以下の各改正をした際に、各括弧内のとおり、各改正法の附則において弔慰金の支給対象者を拡大している。

ア 昭和 28 年法律第 181 号（以下「昭和 28 年改正法」という。）による改正（昭和 28 年改正法附則 20 項は、日本国との平和条約 11 条に掲げる裁判により拘禁された者（以下「被拘禁者」という。）が当該拘禁中に死亡した場合で、かつ、厚生労働大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めたときは、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給するとした。）

イ 昭和 30 年法律第 144 号（以下「昭和 30 年改正法」という。）による改正（昭和 30 年改正法附則 11 項は、軍人軍属又は軍人軍属であった者が、今次の終戦に関連する非常事態に当たり、軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、援護審議会において公務による負傷又は疾病により死亡したものと同視すべきものと議決した場合には、その遺族に

遺族年金及び弔慰金を支給するとした。)

ウ 昭和45年法律第27号(以下「昭和45年改正法」という。)による改正(昭和45年改正法附則5条1項及び2項は、軍人軍属が遺族援護法4条5項に規定する事変地若しくは戦地における在職期間内に死亡し、又は軍人軍属であった者が当該事変地若しくは戦地における在職期間内の行為に関連して当該事変地若しくは戦地において死亡した場合においては、当該死亡が遺族援護法23条1項の規定による遺族年金(昭和30年改正法附則11項の規定による遺族年金を含む。)の支給事由に該当するときを除き、その遺族に遺族年金を支給すると規定し、この場合において、当該軍人軍属又は軍人軍属であった者が昭和16年12月8日以後に死亡したものであるときは、その遺族に弔慰金を支給するとした。)

なお、遺族援護法4条5項は、事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であった期間は政令で定めると規定し、これを受けて、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和27年政令第143号)2条は、C地については、事変地であった期間は昭和a年b月c日から昭和d年e月f日までとし、戦地であった期間は昭和g年h月i日から昭和j年k月1日までとすると規定している。

エ 昭和46年法律第51号(以下「昭和46年改正法」という。)による改正(昭和46年改正法附則7条1項及び2項は、軍人軍属が昭和20年9月2日以後遺族援護法4条2項に規定する戦地であった地域において在職期間内に軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、又は軍人軍属であった者が同項に規定する事変地若しくは戦地若しくは同項に規定する戦地であった地域における在職期間内の行為に関連して同日以後当該地域において死亡した場合においては、当該死亡が遺族援護法23条1項の規定による遺族年金(昭和28年改正法附則20項及び昭和30年改正法附則11項の規定による遺族年金を含む。)の支給事由に該当するときを除き、その遺族に遺族年金を支給すると規定し、この場合においては、当該死亡が遺族援護法34条2項に規定する弔慰金の支給事由に該当するときを除き、当該死亡した者の遺族に弔慰金を支給するとした。)

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の

経緯は、以下のとおりである。

- (1) 兄Aは、大正13年m月n日、父のD（以下「父D」という。）と母のE（以下「母E」という。）の間の二男として本籍地（B）において出生した。

（改製原戸籍謄本（戸主：父D））

- (2) 兄Aは、昭和19年9月3日に現役兵として歩兵第○聯隊補充隊に入営してC地に派遣され、昭和20年6月27日に獨立歩兵第p大隊に編入されたが、終戦となり、同年8月25日に復員命令を受けてF地に集結していたところ、昭和21年4月19日に同地において離隊して消息を絶ち、生死不明となった。

（陸軍兵籍、臨時陸軍軍人（軍属）届、履歴書、獨立歩兵第p大隊留守名簿、
獨立歩兵第p大隊生死不明者連名簿（B聯隊區ノ分）、本籍地名簿（G市）、調査経緯書）

- (3) 兄Aについて、B知事が未帰還者特措法に基づく戦時死亡宣告の請求をしたところ、H家庭裁判所は、昭和37年7月2日、兄Aは昭和21年4月20日以来7年以上生死が分からないものと認め、兄Aを失踪者とするとの戦時死亡宣告の審判をした。この審判は、昭和37年7月17日に確定し、兄Aは、昭和28年4月20日に死亡したものとみなされた。

（審判、戦時死亡宣告届、戦時死亡宣告告知書、改製原戸籍謄本（戸主：父D））

- (4) 審査請求人は、昭和7年q月r日、父Dと母Eの間の三男として出生した。

（戸籍全部事項証明書（審査請求人）、改製原戸籍謄本（戸主：父D））

- (5) 審査請求人は、令和4年8月31日、住所地のG市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、兄Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、本件請求について、兄Aの遺族で審査請求人よりも先順位のものはない。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (6) 処分庁は、令和5年7月4日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様の死亡は、公務上の負傷又は疾病とは認められないことから、本件請求者は、第十一回特別弔慰金の受給権を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (7) 審査請求人は、令和5年8月14日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和6年6月20日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件却下処分が「(兄Aの死亡は)公務上の負傷又は疾病とは認められない」とした点に不服がある。兄Aは、戦争に駆り出され、終戦後、復員するときに生死不明となり、未帰還者特措法に基づく戦時死亡宣告を受けている。兄Aは、終戦後、復員のために移動集結中に消息を絶ったから、公務中に行方不明になったのであり、戦死したとみなすのが相当である。

したがって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 まず、審査請求人が提出した戸籍によれば、次のとおりである。

- (1) 兄Aは、大正13年m月n日に父Dと母Eの間の二男として出生し、昭和37年7月17日に未帰還者特措法に基づく戦時死亡宣告が確定したことにより、昭和28年4月20日に死亡したものとみなされている。

- (2) 審査請求人は、昭和7年q月r日に父Dと母Eの間の三男として出生しているから、兄Aの弟である。

- (3) 母Eについて、審査請求人は、戦没者等の遺族の現況等についての申立書において、昭和53年2月14日に死亡したと申し立てている。審査請求人が提出した戸籍からは、母Eの死亡の事実を確認することができないが、母Eの生年月日は明治30年s月t日であり、基準日における国内最高齢者の生年月日は明治36年1月2日である（厚生労働省社会・援護局援護・業務課発行「第十一回特別弔慰金事務処理マニュアル」の第3章第3の6の(8)（70頁）参照）から、母Eは、基準日において死亡しているものと判断される。

- (4) 兄Aの子は、確認することができず、次の受給順位者である特別弔慰金支給法2条の2第1項の遺族のうち、父Dは昭和36年1月2日に死亡し、孫は戸籍から確認することができず、祖父は昭和8年8月31日に、祖母は昭和16年6月27日に死亡しているから、審査請求人は、基準日における最先順位の遺族である。

2 次に、処分庁提出の資料を検討した結果は、次のとおりである。

- (1) 陸軍兵籍、履歴書、臨時陸軍軍人（軍属）届、事実証明書及び本籍地名簿によれば、兄Aは、昭和19年9月3日に陸軍に入営し、以後、C地で勤務していたが、昭和20年7月2日にI地においてマラリアを発病し、同年10月4日にF地に到着し、同地に集結していたところ、昭和21年4月19日に同地において生死不明となり、昭和24年8月15日付けで現地復員とされ、昭和37年7月17日に未帰還者特措法に基づく戦時死亡宣告の審判が確定したことにより、昭和28年4月20日に死亡したものとみなされている。

したがって、上記の資料によれば、兄Aが軍人としての在職期間内にC地においてマラリアに罹患したことは確認することができるが、兄Aが当該疾病により死亡したことは確認することができない。

- (2) 処分庁保管の兄Aの戦時死亡宣告に関する資料を確認しても、兄Aが軍人としての在職期間内に受傷罹病したことは確認することができない。
 - (3) 母Eがした兄Aに係る遺族援護法による遺族年金及び弔慰金請求の却下通知書（昭和41年5月27日付け）には、却下の事由として、「本名（注：兄A）は未帰還者に関する特別措置法第13条の規定により公務上の死亡とみなすことが相当でないと認められるものであるから遺族年金及び弔慰金の請求を却下します。」と記載されている。
- 3 また、審査庁保管の資料を調査した結果は、次のとおりである。

- (1) 独立歩兵第p大隊留守名簿には、兄Aが昭和21年4月にF地において生死不明になったとの記載及び兄Aについて昭和37年7月17日に戦時死亡宣告が確定したことを示す「特6済」との記載がされ、独立歩兵第p大隊生死不明者連名簿（B聯隊區ノ分）には、昭和21年4月19日にJ地において「逃亡未遂前後四回ニ及ビ要注意兵トシテ監視中四月十九日〇六〇〇船内糧食ヲ食シ盡シタルヲ氣ニシ逃亡ス」との記載がされているが、これらの資料にも、兄Aが軍人としての在職期間内に受傷罹病したとの記載はされていない。
- (2) 兄Aに係る生死不明（逃亡）者調書には、兄Aが生死不明（逃亡）となる前後の状況として、「陸軍一等兵Aハ部隊編入以来病氣勝ニシテ意思弱ク諸勤務ニ精巧ナラズ常ニ不平不満ヲ抱キアリテ逃亡未遂前後四回ニ及ベル兵ナリ。中隊ハ要注意兵トシテ練成班ニ編入特別ノ教育指導ヲ実施監視監督ニ努メアリシガ四月十日個人支給サレタル船内用糧秣十三日分ヲ密カ

ニ食シ盡シ更ニ戦友ノ分約五日分ノ窃取之モ食シ盡シタル後昭和二十一年四月十九日〇六〇〇頃便所ニ行クト欄シテ宿舍ヲ出デシ儘、逃亡行方不明トナル」との記載がされているが、この資料にも、兄Aが軍人としての在職期間内に受傷罹病したとの記載はされていない。

4 上記2及び3によれば、兄Aは、軍人としての在職期間内の公務上又は勤務に関連した傷病により死亡したとは認められない。

5 なお、遺族援護法は、軍人軍属が終戦後に軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡した場合等に遺族年金及び弔慰金を支給することができるように改正がされていることから、念のため、兄Aがこれらの改正による弔慰金の支給対象者に該当するか否かについて検討すると、次のとおりである。

(1) 昭和28年改正法附則20項は、日本国との平和条約11条に掲げる裁判により拘禁された者（被拘禁者）が当該拘禁中に死亡した場合に弔慰金を支給するとしているが、兄Aが被拘禁者であったとは確認することができない。

(2) 昭和30年改正法附則11項は、軍人軍属が、今次の終戦に関連する非常事態に当たり、軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡した場合（具体的には、敗戦の責任を感じて自殺した場合）に弔慰金を支給するとしているが、兄Aが部隊から逃亡した後の状況は確認することができない。

(3) 昭和45年改正法附則5条1項及び2項は、軍人軍属が遺族援護法4条5項に規定する事変地若しくは戦地における在職期間内に死亡し、又は軍人軍属であった者が当該事変地若しくは戦地における在職期間内の行為に関連して当該事変地若しくは戦地において死亡した場合において、当該軍人軍属又は軍人軍属であった者が昭和16年12月8日以後に死亡したものであるときに弔慰金を支給するとしているが、兄Aが勤務していたC地については、事変地であった期間は昭和a年b月c日から昭和d年e月f日までとされ、戦地であった期間は昭和g年h月i日から昭和j年k月l日までとされているところ、兄Aは、昭和21年4月19日に生死不明となり、未帰還者特措法に基づく戦時死亡宣告により昭和28年4月20日に死亡したものとみなされているから、兄Aは、昭和45年改正法附則5条1項及び2項に規定する弔慰金の支給対象者に該当しない。

(4) 昭和46年改正法附則7条1項及び2項は、軍人軍属が昭和20年9月2日以後遺族援護法4条2項に規定する戦地であった地域において在職期間内に軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、又は軍人軍属であった

者が同項に規定する事変地若しくは戦地若しくは同項に規定する戦地であった地域における在職期間内の行為に関連して同日以後当該地域において死亡した場合に弔慰金を支給するとしているが、兄Aが部隊から逃亡した後、在職期間内に軍人軍属たる特別の事情により死亡し、又は在職期間内の行為に関連して死亡したことは確認することができない。

そうすると、兄Aは、上記の各改正法附則に規定する弔慰金の支給対象者に該当するとは認められない。

- 6 以上のとおり、兄Aは、軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分は違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

本件審査請求の受付 : 令和5年8月14日

弁明書の受付 : 同年10月3日

反論書の受付 : 同年11月9日

物件の提出依頼 : 令和6年2月22日

(弁明書の受付から約4か月半、反論書の受付から約3か月半)

審理員意見書の提出 : 同年3月18日

物件の提出依頼 : 同年6月5日

(審理員意見書の提出から約2か月半)

本件諮問 : 同月20日

(本件審査請求の受付から約10か月)

- (2) そうすると、本件では、①審理員による物件の提出依頼の手続及び②審

査庁による物件の提出依頼の手續にそれぞれ数か月以上の期間を要している。しかし、上記①の手續は、処分庁が弁明書の証拠書類として提出した「母Eがした兄Aに係る遺族援護法による遺族年金及び弔慰金請求の却下通知書（遺族年金（弔慰金）却下通知書）」に関する資料の提出を依頼したものであるから、審理員としては、弁明書の受付後（遅くとも、反論書の受付後）、速やかにその提出を依頼すべきであった。また、上記②の手續は、兄Aに係る「旧陸軍関係人事資料」の提出を依頼したものであるが、「旧陸軍関係人事資料」の調査は、この種の事件において通常行っていることであるから、審査庁としては、審理員意見書の提出を受けた後、速やかにその提出を依頼すべきであった。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) まず、兄Aの軍人としての履歴をみると、兄Aは、昭和19年9月3日に現役兵として陸軍に入隊してC地に派遣されたが、終戦となり、昭和20年8月25日に復員命令を受けてF地に集結していたところ、昭和21年4月19日に同地において離隊して消息を絶ち、生死不明となった（上記第1の2の(2)）。

そして、兄Aについては、昭和37年7月2日、昭和21年4月20日以来7年以上生死が分からないとして未帰還者特措法に基づく戦時死亡宣告の審判がされ、同審判は昭和37年7月17日に確定し、兄Aは昭和28年4月20日に死亡したものとみなされた（上記第1の2の(3)）。

- (2) 次に、兄Aが軍人としての在職期間内に負傷し、又は疾病にかかった事実が認められるか否かについて検討すると、処分庁保管の事実証明書には、兄Aが昭和20年7月2日にC地でマラリアにかかったとの記載はされているが、その病状や療養に関する記載はされていない。そして、一件記録を精査しても、他に兄Aの傷病に関する記載がされている資料は見当たらない。

兄Aについては、上記(1)のとおり、昭和21年4月20日以来7年以上生死が分からないとして戦時死亡宣告がされているが、兄Aが生死不明となった当時の状況について、審査庁保管の独立歩兵第p大隊生死不明者連名簿（B聯隊區ノ分）及び生死不明（逃亡）者調書には、次のとおり記載されている。

ア 独立歩兵第p大隊生死不明者連名簿（B聯隊區ノ分）

「逃亡未遂前後四回ニ及ビ要注意兵トシテ監視中四月十九日〇六〇〇船内糧食ヲ食シ盡シタルヲ氣ニシ逃亡ス」

イ 生死不明（逃亡）者調書

「陸軍一等兵Aハ部隊編入以来病氣勝ニシテ意志弱ク諸勤務ニ精功ナラズ常ニ不平不満ヲ抱キアリテ逃亡未遂前後四回ニ及ベル兵ナリ。中隊ハ要注意兵トシテ練成班ニ編入特別ノ教育指導ヲ実施監視監督ニ努メアリシガ四月十日個人支給サレタル船内用糧秣十三日分ヲ密カニ食シ盡シ更ニ戦友ノ分約五日分ノ窃取之モ食シ盡シタル後昭和二十一年四月十九日〇六〇〇頃便所ニ行クト欄シテ宿舍ヲ出デシ儘、逃亡行方不明トナル」

そうすると、兄Aは、軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認めることができない。したがって、審査請求人は、遺族援護法34条1項に規定する弔慰金の支給対象となる遺族に該当しない。

なお、遺族援護法は、昭和28年改正法附則、昭和30年改正法附則、昭和45年改正法附則及び昭和46年改正法附則において弔慰金の支給対象者を拡大している（上記第1の1の(4)）。しかし、兄Aについては、上記(1)のとおり、昭和21年4月20日以来7年以上生死が分からないとして戦時死亡宣告がされているから、兄Aの死亡が昭和28年改正法附則に規定する事由による死亡（日本国との平和条約11条に掲げる裁判による拘禁中の死亡）であること、昭和30年改正法附則に規定する事由による死亡（今次の終戦に関連する非常事態に当たっての軍人軍属たる特別の事情に関連しての死亡）であること及び昭和46年改正法附則に規定する事由による死亡（戦地であった地域における在職期間内の軍人軍属たる特別の事情に関連した死亡又は事変地若しくは戦地若しくは戦地であった地域における在職期間内の行為に関連した当該地域における死亡）であることは、いずれも確認することができない。また、C地が事変地又は戦地とされていたのは、それぞれ昭和a年b月c日から昭和d年e月f日まで又は昭和g年h月i日から昭和j年k月l日までの期間であり（上記第1の1の(4)のウ）、兄Aは、その後の昭和21年4月19日に生死不明になっているから、兄Aの死亡は、昭和45年改正法附則に規定する事由による死亡（事変地若しくは戦地における在職期間内の死亡又は事変地若しくは戦地における在職期間内の行為に関連した当該事変地若しくは戦地における

死亡)でないことが明らかである。したがって、兄Aは、上記の各改正法附則に規定する弔慰金の支給対象者に該当しない。

- (3) 審査請求人は、兄Aは戦時死亡宣告を受けたから戦死したとみなすのが相当であると主張する(上記第1の3)。

未帰還者特措法13条1項本文は、未帰還者であって戦時死亡宣告を受けた軍人軍属は在職期間内の公務上の傷病により死亡したものとみなすと規定しているが、同項ただし書は、在職期間内の公務上の傷病により死亡したものとみなすことが相当でないと認められる場合は、この限りでないと規定している(上記第1の1の(1)のイ)。そして、未帰還者特措法13条1項本文の適用を受ける者(以下「公務死亡者」という。)の範囲については、昭和34年4月8日付け未企第985号厚生省引揚援護局未帰還調査部長通知「特別措置法該当者の「公務死亡」該否判定部内処理要領について」の記1が、公務死亡者に該当するか否かの判定に当たっては、別紙第1に準拠して行くと定めているところ、別紙第1(未帰還者に関する特別措置法第13条第1項の適用を受ける者(公務死亡者)の範囲について)の1には、軍人軍属については、次の①又は②のいずれかに該当する者を除き、公務死亡者とするとしている。

- ① その者に係る諸資料及び諸般の事情から判断し、自己の責めに帰すべき事由により生じた傷病により死亡したと推測される者
- ② その者に係る諸資料及び諸般の事情から判断し、終戦に伴う混乱(中国における内戦等終戦に引き続き生じた当該地域の特殊事情による混乱を含む。)が止んだ後、通常の世界生活に入り、その生活を営んでいる間に生じた傷病により死亡したと推測される者

これを本件についてみると、上記(2)のア及びイの資料に記載の兄Aが生死不明となった当時の状況から判断して、兄Aは、上記①又は②のいずれかの事由により死亡したと推測されるから、公務死亡者とみなすことは相当でないというべきである(なお、母Eがした兄Aに係る遺族援護法による遺族年金及び弔慰金請求は、昭和41年5月27日付けで却下されているが、その却下通知書(遺族年金(弔慰金)却下通知書)には、却下の事由として、兄Aは「未帰還者に関する特別措置法第13条の規定による公務上の死亡とみなすことが相当でないと認められるものであるから」と記載されている。))。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美